

利用料金表

平成 30 年 4 月 1 日現在

(7 日計算)

項 目		単位数	介護保険料	適 用	1 日利用料	保険適用
基本料金	要 介 護 1	6 8 2	6, 2 4 1 円	1 日	6 9 4 円	※1 介護保険 適用
	要 介 護 2	7 4 9	6, 8 5 5 円		7 6 2 円	
	要 介 護 3	8 2 2	7, 5 2 3 円		8 3 6 円	
	要 介 護 4	8 8 9	8, 1 3 6 円		9 0 5 円	
	要 介 護 5	9 5 6	8, 7 4 9 円		9 7 3 円	
	要 支 援 1	5 1 2	4, 6 8 6 円		5 2 1 円	
	要 支 援 2	6 3 6	5, 8 2 1 円		6 4 7 円	
加算料金	機能訓練体制	1 2	1 0 9 円	1 日	1 3 円	介護保険 負担割合証 に記載され た自己負担 割合に基づ いての請求 となります。
	夜勤職員配置加算 (Ⅱ) ロ	1 8	1 6 4 円	1 日	1 9 円	
	サービス提供強化加算 (Ⅱ)	6	5 4 円	1 日	7 円	
	看護体制加算 (Ⅰ)	4	3 6 円	1 日	4 円	
	看護体制加算 (Ⅱ)	8	7 2 円	1 日	9 円	
	療養食加算	2 3	2 0 9 円	1 日	2 4 円	
	送迎 (三島市・函南町)	1 8 4	1, 6 8 3 円	片道	1 8 8 円	
その他	学習療法教材費	***	*****	1ヶ月	2, 1 0 0 円	
	教養娯楽費	***	実 費			
	理美容代	***	実 費			
食費	食事は一食単位での費用となります。朝食 4 0 0 円 昼食 5 0 0 円 夕食 4 8 0 円					
	利用者負担 第 1 段階	1 日の食事の負担限度額は 3 0 0 円です。				
	利用者負担 第 2 段階	1 日の食事の負担限度額は 3 9 0 円です。				
	利用者負担 第 3 段階	1 日の食事の負担限度額は 6 5 0 円です。限度額未滿はその額となります。				
	上記以外の方	1 日の食事の負担限度額は 1, 3 8 0 円です。限度額未滿はその合計額です。				
居住費	利用者負担 第 1 段階	1 日	8 2 0 円	1 週間	5, 7 4 0 円	
	利用者負担 第 2 段階	1 日	8 2 0 円	1 週間	5, 7 4 0 円	
	利用者負担 第 3 段階	1 日	1, 3 1 0 円	1 週間	9, 1 7 0 円	
	上記以外の方	1 日	1, 9 7 0 円	1 週間	1 3, 7 9 0 円	

1 日のご利用料金目安 (その他費用は含まず。食費は 3 食摂った場合の金額です。)

1 日	※料金=介護費用+機能訓練+看護+(夜間配置)+居住費+食事	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階	
		1 日	1 日	1 日	1 日	1 週間
介護度別 利用料金	要 介 護 1	1,850 円	1,940 円	2,690 円	4,080 円	28,560 円
	要 介 護 2	1,918 円	2,008 円	2,758 円	4,148 円	29,036 円
	要 介 護 3	1,992 円	2,082 円	2,832 円	4,222 円	29,554 円
	要 介 護 4	2,061 円	2,151 円	2,901 円	4,291 円	30,037 円
	要 介 護 5	2,129 円	2,219 円	2,969 円	4,359 円	30,513 円
	要 支 援 1	1,654 円	1,744 円	2,494 円	3,884 円	27,188 円
	要 支 援 2	1,780 円	1,870 円	2,620 円	4,010 円	28,070 円

厚生労働大臣が定めた負担限度額 (低所得者の食費・居住費の負担限度額)

対象者		負担区分	食費 (日額)	居住費 (日額)
市町村 民税世帯 非課税	生活保護受給者	第 1 段階	3 0 0 円	8 2 0 円
	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	第 2 段階	3 9 0 円	8 2 0 円
境界層該当者	利用者負担第 2 段階以外の方 (課税年金 収入が 80 万円超 148 万円未滿の方など)	第 3 段階	6 5 0 円	1, 3 1 0 円